

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

平成26年6月4日

鳥取県知事 様

提出者

住 所 鳥取県鳥取市河原町渡一木243番地

氏 名 中央建設株式会社

代表取締役 西田 正人

電話番号 0858-85-0811

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	中央建設株式会社
事業場の所在地	鳥取県鳥取市河原町渡一木243番地
計画期間	平成25年4月1日～平成26年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	建設業
②事業の規模	610,278,421円(前年度元請完成工事高)
③従業員数	31名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	土木・建築工事 { 発生品目・コンクリート殻→再資源化施設へ搬出 発生品目・アスファルト殻→再資源化施設へ搬出 発生品目・木屑、根株→再資源化施設へ搬出 発生品目・廃プラ、金属類→処理施設へ搬出 発生品目・混合廃棄物→処理施設へ搬出

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項		
<p>(管理体制図)</p> <p>総括責任者：代表取締役社長 西田 正人</p> <p>(代表取締役社長) 総括管理</p> <p>↑</p> <p>(工務部長) ←----- (産業廃棄物担当者) ←----- (工務部各作業所、事務所) 確認 管理・集計・報告 産業廃棄物発生</p>		
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項		
① 状	【前年度（ 25 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙1参照
	排 出 量	
	(これまでに実施した取組)	
廃棄物の分別を徹底し、再資源化施設への搬出を図る。 コンクリート殻、アスファルト殻、金属くず、木くず等の再資源化に努める。 紙くず（ダンボール類）の地域組織リサイクル活動への引渡し。		
② 計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙2参照
	排 出 量	
	(今後実施する予定の取組)	
廃棄物の分別を徹底し、再資源化施設への搬出を図る。 コンクリート殻、アスファルト殻、金属くず、木くず等の再資源化に努める。		
産業廃棄物の分別に関する事項		
① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 日々発生する廃棄物については、廃プラ・可燃物・不燃物（小型破碎別）で分別している。 古新聞などは別にし、地域ボランティア回収時に引渡ししている。	
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 〔①現状〕と同じ取組を行う。 空き缶もスチール・アルミと分別し地域ボランティア回収へ引き渡す。	

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前	<h1>該当無し</h1>	
	産		
	自		
	産	t	
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
該当無し			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（ 24 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙1参照	
	全処理委託量		
	優良認定処理業者への処理委託量		
	再生利用業者への処理委託量		
	認定熱回収業者への処理委託量		
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		
	(これまでに実施した取組)		
委託業者の処理内容を確認し、適切な委託契約を締結する。			
発生した廃棄物は、マニフェットの交付を徹底し収集運搬・処理状況を把握、確認するなど、排出事業者としての責任を果たす。			

②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙2参照
	全処理委託量	
	優良認定処理業者への 処理委託量	
	再生利用業者への 処理委託量	
	認定熱回収業者への 処理委託量	
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量		
(今後実施する予定の取組)		
〔①現状〕と同じ取組みを行なう。		
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

